

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q かかりつけ薬剤師指導料の施設基準については、保険薬剤師の勤務時間に関する要件がありますが、非常勤の場合でも届出は可能でしょうか。

(匿名希望)

A 可能です。調剤報酬点数の薬学管理料の項目である「かかりつけ薬剤師指導料」および「かかりつけ薬剤師包括管理料」は、厚生労働大臣の定める施設基準に位置付けられているものです(表1)。具体的な要件としては、保険薬剤師としての経験年数のほか、勤務時間、資質向上のための取り組みや医療に係る地域活動への参画の有無などに関する基準が設けられています。このうち、保険薬剤師の勤務時間については「当該保険

薬局に週32時間以上勤務している」とされていますが、雇用形態の違いによって届出の可否を判断するよう求められているわけではありません(表2)。

したがって、患者視点での「かかりつけ薬剤師」の責務・役割ということを考慮すれば、一定以上の勤務時間数による基準設定は必要なことですが、当該基準を満たしていれば、常勤・非常勤の違いに関係なく「かかりつけ薬剤師指導料」、「かかりつけ薬剤師包括管理料」の届出・算定は可能です。ただし、地方厚生局へ当該点数に係る届出を行う際には、所定の様式に常勤・非常勤の区分を記載するよう求められていますので、記入漏れのないよう注意してください。

表1 かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の届出要件(告示)

第15 調剤

- 11 かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準
当該指導等を行うにつき十分な経験等を有する薬剤師が配置されていること。

※「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号、平成28年3月4日一部改正)より抜粋

表2 かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の届出要件(通知)

第95 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

- 1 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する施設基準
以下の要件を全て満たす保険薬剤師が配置されていること。

(1) 以下に掲げる勤務経験等を有していること。

ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験がある。

イ 当該保険薬局に週32時間以上勤務している。

ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に6月以上在籍している。

(2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。

(3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。

2 届出に関する事項

(1) 略

(2) 当該従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤の別)及び勤務時間を別添2の様式4を提出すること。ただし、当該様式において、「専従・非専従、専任・非専任の別」についての記載は要しない。

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日、保医発0304第2号)別添1より抜粋

Q 在宅医療を担当している処方医が保険薬局に対して衛生材料の提供を依頼する場合、基準調剤加算または在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局でないといけませんか。(匿名希望)

A 基準調剤加算または在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局においては、処方医から衛生材料の提供の指示を受けた場合は応じなければなりません。

せんが、それ以外の保険薬局であっても双方の合意に基づいて実施することは何ら問題ありません。

診療報酬では、衛生材料は保険医療機関が患者に必要な量を支給することになっていますが、在宅における衛生材料のより円滑な供給体制を整備するため、2014年度診療報酬改定では、当該患者の訪問薬剤管理指導を担当している保険薬局を活用した仕組みが導入されました。費用請求などの具体的な取り決めは保険医療

表3 衛生材料の提供の指示

<p>第1章 基本診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料</p> <p>1 在宅療養指導管理料は、当該指導管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該医師が療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、各在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定する。 ただし、当該保険医療機関に来院した患者の看護者に対してのみ当該指導を行った場合には算定できない。 なお、衛生材料等の支給に当たっては、以下の2又は3の方法によることも可能である。</p> <p>2 衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、当該患者へ訪問看護を実施している訪問看護事業者から、訪問看護計画書(中略)により必要とされる衛生材料等の量について報告があった場合、医師は、その報告を基に療養上必要な量について判断の上、患者へ衛生材料等を支給する。 また、当該訪問看護事業者から、訪問看護報告書(中略)により衛生材料等の使用実績について報告があった場合は、医師は、その内容を確認した上で、衛生材料等の量の調整、種類の変更等の指導管理を行う。</p> <p>3 また、医師は、2の訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、<u>保険薬局(当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており、基準調剤加算又は在宅患者調剤加算の届出を行っているものに限る。)</u>に対して、<u>必要な衛生材料等の提供を指示することができる。</u></p> <p>4 ~ 13(略)</p>

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日、保医発0304第3号)別添1より抜粋

表4 衛生材料の提供の指示

<p>第91 基準調剤加算 1 基準調剤加算の施設基準 (16) 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。 また、<u>当該患者が在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を患者に供給すること。</u>なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。</p> <p>第94 在宅患者調剤加算 1 在宅患者調剤加算に関する施設基準 (6) 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。 また、<u>当該患者が在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を患者に供給すること。</u>なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。</p>

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日、保医発0304第2号)別添1より抜粋

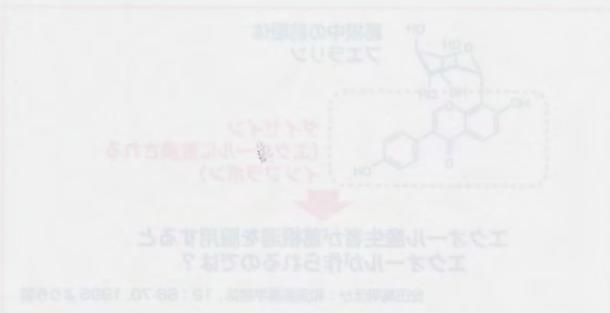
在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局に限られています(表3)。

機関と保険薬局の合議に基づいて行われますが、診療報酬上のルールとして、処方医から保険薬局に対して衛生材料の提供を「指示」することができるようになり(表3)、そして、そのような「指示」を受けた保険薬局はそれに応じなければならないことが明文化されています(表4)。

ただし、必ずしもすべての保険薬局が在宅薬剤管理指導に対応しているわけではないことなどを考慮して、当該ルールの適用対象は、①当該患者の在宅患者訪問薬剤管理指導を担当しており、かつ、②基準調剤加算または

在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局に限られています(表3)。

しかし、この意味は、前述のような衛生材料の提供の取り扱いについて、①および②に該当する保険薬局しか実施してはならないということではありません。それ以外の保険薬局であっても、処方医の「依頼」に応じられるのであれば、保険医療機関および保険薬局の双方の合意に基づいて衛生材料の提供を実施することは可能です。



質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがたいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

- を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。
- 2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係までお送りください。
- 3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
- 4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
- 5. 質問ならびに回答は無料です。
- 6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270